

## 学校いじめ防止基本方針

### (1) いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### ① いじめ防止の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険の恐れがあるものである。すべての児童が、いじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止のために以下の3点を基本理念として対策を講じていく。

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となり継続して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。

イ いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校総体で組織的な取組を進めていく必要がある。特に、「いじめを生まない土壌」をつくり上げる未然防止の取組は、教育活動と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践すること。

ウ いじめられている児童の立場に立ち、心の痛みを親身になって受け止め、徹底して守り通す姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

#### ② いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71条） 第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じ

るに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### ③ 学校及び職員の責務

いじめが行われず、いじめを認識しながら放置することがなく、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な教育活動に取り組むことができるように保護者、地域等関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

### ④ いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめの問題」にはどのような特質があるかを十分認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に適切に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、教職員が持つべきいじめ問題の基本認識は、次のとおりである。

- ア いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得るものである。
- イ いじめは、人権侵害であり、人間として絶対許される行為ではない。
- ウ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- エ いじめは、いじめられる側にも問題があるという認識は間違っている。
- オ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要迫等の刑罰法規に抵触する。
- カ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方を問われる問題である。
- キ いじめは、学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## (2) いじめの防止等の対策のための組織

### ① 「いじめ防止対策委員会」の組織

組織として対応するために、「いじめ防止対策推進法第22条」により、本校職員で「いじめ防止対策委員会」を組織するが、必要に応じて、心理・福祉の専門家、医師、教員等の外部専門家の参加を得て対応する。

### ② 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長、教頭、生徒指導担当教員、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、

養護教諭、学級担任等から状況に応じて柔軟に編成する。

また、これまでの「生徒指導部会」の組織を活用し対応する。必要に応じて、外部専門家の助言を得られるように機動的に運用する。

### ③ 「いじめ防止対策委員会」の役割

「いじめ防止対策委員会」が組織的にいじめの問題に取り組むために、次の役割を担う。

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
  - いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - いじめの疑いに関する児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
  - いじめの疑いに係る情報があった場合に緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割 等
- この「いじめ防止対策委員会」は、学校におけるいじめ防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、その情報を基に組織的に対応するために設置する。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行う必要があり、情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。

そのために、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えなどを抱え込まずに全て「いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。さらに、「いじめ防止対策委員会」に集められた情報は、個別に体系的に記録し、複数の教職員が認知した情報の集約と共有化を図るものとする。

また、「いじめ防止対策委員会」は、「学校いじめ防止基本方針」の策定や見直し、いじめ防止等の取組が計画どおりに進んでいるかのチェックやいじめの対処の検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を担う役割がある。

### (3) 年間計画

本校におけるいじめ防止の取組については、基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として、いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、校内研修等、いじめの防止等の内容について継続して取り組んでいく。

具体的な内容としては、いじめ防止の観点から学校教育全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう包括的な取組を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を行う。

また、SSW や SC、関係機関等との連携を図りながら、校内研修等、いじめの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組やいじめの早期発見・いじめの対処に関する取組方法等を具体的に定めるとともに、これらを徹底するためにチェックリストを作成・共有し全教職員で実施するとともに年間を通じた取組計画を作成する。

さらに、より実効性を高い取組を維持するため、「学校いじめ基本方針」の内容が適切に機能しているかをいじめ防止対策推進法第22条にある組織を中心にP D C Aサイクルで点検し、必要に応じて見直していく。

「学校いじめ防止基本方針」の取組を円滑に進めていくために、保護者や学校関係者評価委員会の意見を取り入れたり、いじめ防止等について児童の主体的かつ積極的参加となるように児童の意見を取り入れていく。

「学校いじめ防止基本方針」については、本校ホームページ等での公開に努める。

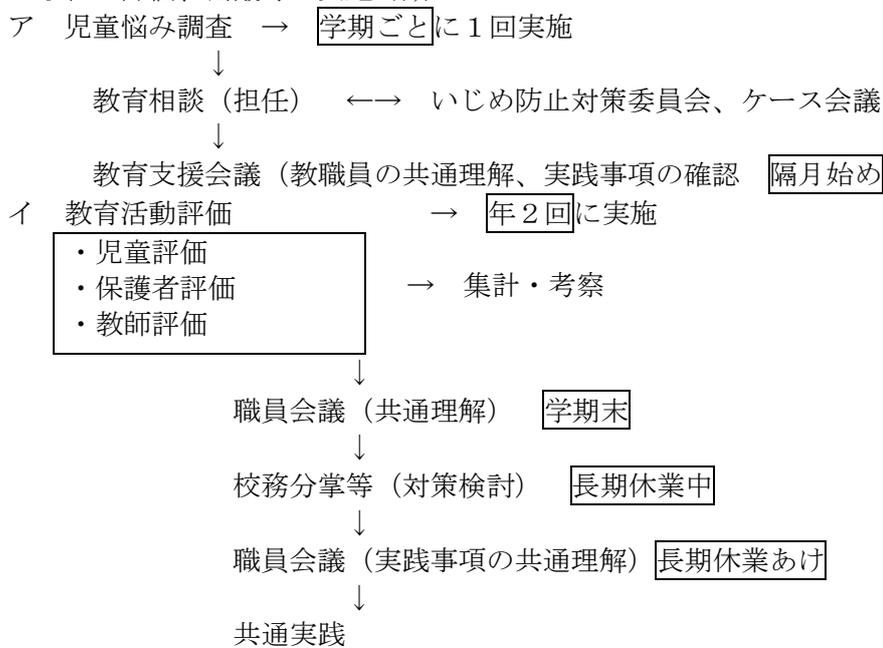
#### ① 年間の取組についての検証を行う時期

ア 教育活動評価 → (年2回実施 無記名)

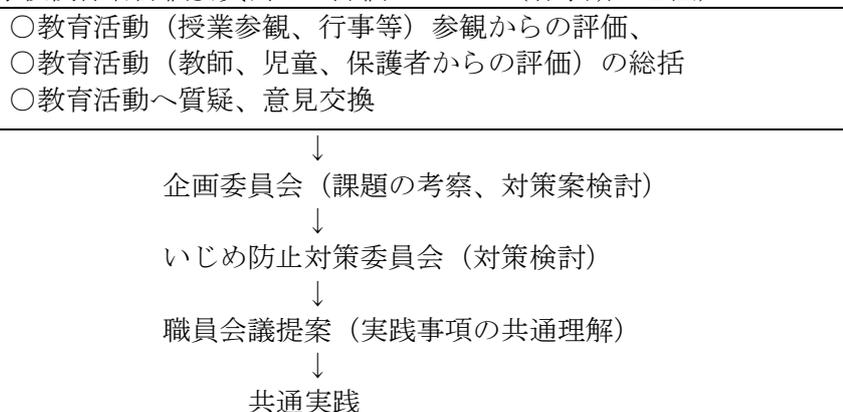
○児童の自己評価

- 保護者評価（自分の子どもを見ての評価）
- イ 学校関係者評価委員会での評価 →（各学期に1回）
- 教育活動（授業参観、行事等）の参観からの評価
- 教育活動評価の総括

② 取組の評価、会議等の実施時期



- ウ 学校関係者評価委員会での評価 →（各学期に1回）



③ いじめの未然防止の取組と実施時期

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組は、年間を通じて計画的に行われるべきものであり、その実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民（学校関係者評価委員会）等の参加を図ることなどが考えられる。

いじめはどの子どもにも起こりうることから、すべての児童を対象として、いじめを許さないための未然防止に取り組んでいく。また、未然防止の基本として、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを進めていく。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いのよさや可能性を認め合い、一人一人の人権が尊重される人間関係・学校風土を

つくとともに、指導の在り方については、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないように細心の注意を払うことが必要である。

いじめ問題の重要性をすべての教職員が認識し、校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」について組織体制を整えるとともに、年間計画を立てて、学校全体でいじめ問題の解消に向け組織として取り組んでいく。

#### ア 子どもや学級の実態把握

##### ○ 教職員の気づき

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。子どもたちと同じ目線で考え、ともに笑い、涙し、子どもたちと場をともにすることが必要である。その中で、子どもたちの些細な言動から、一人一人が置かれた状況や精神状態を押し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

##### ○ 実態把握の方法

子どもたちの一人一人の状況や学級・学校の状況を把握したうえで、いじめ問題への年間計画を立てることが必要である。そのために子どもたち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係を捉える調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間での適切な引継を行う必要がある。

#### イ 認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

子どもたちが主体的な活動を通して、自分自身を価値のある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

子どもたちは、周りの環境によって大きな影響を受けやすい。子どもたちにとって教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員がすべての子どもたちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちの自己有用感を高め、充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え未然防止に大きな力となる。

##### ○ 自尊感情を高める学習活動や学級活動及び学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる場面を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が子どもたちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」という自己肯定感につながり、子どもたちは大きく成長する。

##### ○ 子どもたちの主体的な参加による活動

特別活動による自発的、自主的な活動により、いじめの防止を訴え、解決を図れるような取組を進めることは効果的な方法である。

##### 【異年齢交流】

歓迎会、給食の準備・片付け、縦割り班での児童会活動、体育的活動等での取組をとおして、お互いに認め合い、助け合う関係が築かれている。

##### 【人権宣言】

児童会の運営委員会を中心に、人権週間での学級や全校での人権宣言、なかよし集会、人権集会等の取組を進め、全校児童へ運動を広げることができている。

##### ○ 子どもたちからの信頼

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちのよきモデルとなり慕われ、信頼されることが求められている。

##### ○ 心の通い合う教職員の協力体制

温かい学級経営や教育活動を学級や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠である。教職員が互いに学級経営や授業、生徒指導等につい

て、尋ねたり相談したり気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。校内組織が有効に機能し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

ウ 命や人権を尊重した豊かな心の育成

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、また、様々な関わりを深める体験活動を充実させることは、豊かな心を育成する重要な視点となる。

○ 人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切である。また、子どもたちが人の痛みや思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに人権意識の高揚を図る必要がある。

○ 道德教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さからおこる「いじめ」に対し、道德の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめの問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切である。

子どもたちは、心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省みて、いじめの抑止につながると考える。道德の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

○ 体験活動の充実

子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念や、感動する心、ともに生きる心に自分自身が気づき発見し体得していく。しかし、現在の子供たちは、福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」との関わりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し教育活動に取り入れることが必要である。

○ コミュニケーション活動の充実

現在の子供たちは他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増していくことが必要になる。子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れることは有効である。

○ 「命を大切にする」心を育む指導プログラム

子どもが「生きる喜び」を実感し、自尊感情を育み、自他の命を大切にしようとする姿を目指して、「命を大切にする心」を子どもたちに育む指導の一層の充実を図るため、本指導プログラムを作成し取り組む。

○ 保護者や地域の方々への働きかけ

P T Aの各種会議や学級懇談等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等により啓発活動を積極的に行うことも大切である。